

昭和60年商業統計調査

商業調査票 (法人用)

昭和60年5月1日

指定統計 第23号



市区町村番号, 基本調査区番号, 商店番号, 大規模店舗番号

商社番号, 甲

この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的に使用されることをありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により禁じられております。

1. 商店名及び所在地, 2. 経営組織及び資本金額又は出資金額, 3. 商店の開設年, 4. 売場面積, 5. 開店時刻及び閉店時刻, 6. 従業者数, 7. 年間商品販売額, 8. 修理料, サービス料, 仲立手数料の収入額, 9. 商品手持額

10. 年間商品仕入額の仕入先別割合, 11. 年間商品販売額の卸先別割合, 12. 年間商品販売額の販売方法別割合, 13. セルフサービス方式の採用の有無, 14. 単独店, 15. 営業経費(年間), 16. 企業の店舗数等, 17. 本店(本社)の事業

18. 備考, 19. 申告者の記名及び押印, 20. 本業について照会を受けた場合回答できる人の氏名

記入に当たっては、裏面の記入注意及び別紙の調査票の記入の仕方をよく読んでください。この調査票は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。

通商産業省

